第一第一号ロ(2)(i)中「鉄網モルタル塗で塗厚さが十五ミリメートル以上のもの」を「塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網モルタル」に改め、同号ロ(2)(ii)中「木毛セメント板張」を「木毛セメント板」に、「せっこうボード張」を「せっこうボード」に改め、同号ロ(2)(iv)中「モルタル塗」を「モルタル」に改め、同号ロ(2)(v)中「セメント板張」を「セメント板」に、「瓦張り」を「瓦」に改め、同号ロ(2)(vi)中「せっこうボード張」を「せっこうボード」に、「亜鉛鉄板」を「金属板」に改め、同号ロ(2)(vii)中「岩綿保温板張」を「ロックウール保温板」に、「亜鉛鉄板」を「金属板」に改め、同号ロ(2)中(vii)を(viii)とし、(i)から(vi)までを一ずつ繰り下げ、(i)として次のように加える。

(i)　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの

第一第一号ハ(3)(i)(イ)中「ロ(1)に定めるもの」を「ロ(1)(i)又は(ii)又は(iii)に該当するもの」に改め、同号ハ(3)(i)中ロを(ハ)とし、(イ)をロとし、(イ)として次のように加える。

(イ)　平成十二年建設省告示第千三百五十八号第一第一号ハ(1)(i)又は(iii)から(v)までのいずれかに該当するもの

第一第一号ハ(3)(ii)(イ)中「鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが二十ミリメートル以上のもの」を「塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい」に改め、同号ハ(3)(ii)ロ中「木毛セメント板張」を「木毛セメント板」に、「せっこうボード張」を「せっこうボード」に改め、同号ハ(3)(ii)ニ中「(i)ロ」を「(i)(ハ)」に改め、同号ハ(3)(ii)ホ中「ロ(2)(iv)から(vii)まで」を「ロ(2)(v)から(viii)まで」に改め、同号ハ(3)(ii)中ホをヘとし、イをホとし、ホの次に次のように加える。

(ヘ)　厚さが十二ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの

(ト)　厚さが十五ミリメートル以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが十八ミリメートル以上で、かつ、中空部を除く厚さが七ミリメートル以上のもの）を張ったもの

第一第一号ハ(3)(ii)中(ヘ)をイとし、ロをハとし、(イ)をロとし、(イ)として次のように加える。

(イ)　平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第一号ハ(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの

第二第三号中「イ」を「(イ)及びホからヘまで」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　独立行政法人国立病院機構

第２　事業の種類　独立行政法人国立病院機構いわき病院の移転に伴う新病院整備事業及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県いわき市小名浜野田字八合地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県いわき市小名浜野田字八合地内における「独立行政法人国立病院機構いわき病院の移転に伴う新病院整備事業及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「独立行政法人国立病院機構いわき病院の移転に伴う新病院整備事業」（以下「本体事業」という。）は、法第３条第24号に掲げる独立行政法人国立病院機構が設置する病院に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う職員宿舎の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である独立行政法人国立病院機構は、病院の開設に当たって、医療法（昭和23年法律第205号）第７条第１項の規定による福島県知事の許可を受けるために関係行政機関と調整中であり、また、平成26年８月に「独立行政法人国立病院機構いわき病院の移転による新病院の整備にかかる基本計画」を策定していることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本件事業は、いわき市において、既存の独立行政法人国立病院機構いわき病院（以下「現いわき病院」という。）を移転し、新病院を整備する事業である。現いわき病院は、病床180床を有し、６つの標榜診療科を掲げるとともに、神経難病及び重症心身障害に対する専門医療を行うことなどにより、福島県内の二次医療圏の７つの圏域のうち、いわき市全域を範囲とするいわき医療圏を中心に、地域医療を担っている。

しかしながら、現いわき病院は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災に伴う巨大な津波により、敷地、病院建物１階の外来管理棟、一般病棟等が浸水し、電気、水道、ガス及び電話が使用不能となり、医療機関としての診療機能が完全に麻痺する甚大な被害を受けた。現いわき病院は、海岸から約100m西側に位置しており今後も地震発生の際は津波による被害が想定され、また、入院患者の大半が自立避難の困難な障害者であることから、いわき市指定の津波避難場所への避難も困難な状況にある。

本件事業の完成により、本病院は津波による被害を避けることが可能となるとともに、現いわき病院の機能を引き継ぎいわき医療圏における地域医療の専門的役割を担う新病院が整備されることなどから、いわき医療圏を中心とした地域医療の確保・充実に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、工事実施に伴う騒音等について、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺の生活環境に配慮することとしている。

また、起業者が平成26年10月に任意で実施した動植物に関する調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、福島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、６つの標榜診療科を擁するとともに神経難病及び重症心身障害に対する専門医療の提供を行うなど、いわき医療圏を中心とした地域医療の確保・充実を図ることを主な目的として、現いわき病院を移転し、病床数150床で地上３階建ての病院棟、駐車場、緑地帯等を有する新病院を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、医療法等の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、平成26年11月にいわき市が公表した防潮堤等が完成した後の津波シミュレーションにおいても現いわき病院への浸水が確認されており、周辺の土地利用状況から、隣接地への病院用地の拡張が困難であるため移転・整備することとし、いわき市小名浜野田地内に建設する案（以下「申請案」という。）、同市小名浜岡小名大町地内に建設する案及び同市泉町本谷地内に建設する案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、一般国道や高速自動車国道のインターチェンジ、駅か